

議案第 2 2 号

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

向日市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
（報酬） 第12条 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。ただし、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「職務年度」という。）に出動がなかった団員については、この限りでない。</u> 2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、新たに団員となった者又は休団から復帰した団員への年額報酬については、別表第1に定める当該団員の階級に係る年額報酬を12で除した額（1円未満の端数は切り捨てる。以下「基礎月額」という。）に新たに団員となった日又は休団から復帰した日（以下「入団日等」という。）の属する月から入団日等の属する職務年度末までの月数を乗じた額を支給し、退職又は休団した団員への年額報酬については、基礎月額に退職又は休団した日（以下「退職日等」という。）の属する職務年度の4月から退職日等の属する月までの月数を乗じた額を支給する。</u> （報酬及び費用弁償の支給期限） 第14条 <u>第12条に定める報酬は、翌職務年度の4月末日までに支給するものとする。</u>	（報酬） 第12条 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。ただし、<u>年の途中において新たに団員となつた者又は休団若しくは退職した者には、月割計算により支給する。</u> 2 略 （報酬及び費用弁償の支給期日） 第14条 <u>年額報酬の支給期日は、毎年3月20日から3月31日まで</u> とする。 2 <u>出動報酬及び費用弁償の支給期日は、別に定める。</u>

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。